

独立行政法人農業者年金基金の
令和2年度に係る業務の実績に関する評価書

厚生労働省
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 玉置 賢
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 吉田 一生
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当） 生田 直樹

3. 評価の実施に関する事項
7月29日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	B		
評価に至った理由	<p>項目別評定は、重要な業務が全てb評定であり、また全体の評定を引き下げる事象もなかった。</p> <p>このため、農林水産省の評価基準に基づき、大項目が全てB評定であり、各大項目の点数をウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評定とした。</p> <p>※2点(B)×5/9+2点(B)×1/9×4項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定においては、若い農業者の加入の増加に向け、加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	Iの3の(1)「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」 令和3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えつつ戦略的かつ効率的に取り組まれない。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	<p>(有識者からの意見について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の加入推進について、相当努力をして成果を上げているが、引き続き努力を続けてもらいたい。 若手の加入推進は非常に重要な項目であるので、対面での推進以外にも、オンラインのツールを活用しつつ、何か若手の加入を向上させるような試みを検討してもらいたい。

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B			第1	P5
1 農業者年金事業	B	B	B			第1-1	P5
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b				P5
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重				P6
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b				P7
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b				P8
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a				P9
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重				P10
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重				P11
(8) 情報システム管理業務	b	b	b				P12
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B			第1-2	P15
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重				P15
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b				P16
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a				P16
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b				P17
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b				P18
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B	B			第1-3	P20
(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b○重	c○重	b○重				P20
(2) 女性農業者の加入の拡大	b	a	a				P21
(3) 加入推進活動の実施	b	a	a				P22
(4) 加入推進活動の効果検証	b	b	b				P23
(5) ホームページ等による情報の提供	b	b	b				P24
II 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			第2	P26
1 業務改善の推進	B	B	B			第2-1	P26
2 電子化の推進	B	B	B			第2-2	P28
(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b				P29
(2) マイナンバーによる情報連携	b	b	b				P29
3 運営経費の抑制	B	B	B			第2-3	P31
(1) 一般管理費及び事業費の削減	b	b	b				P31
(2) 給与水準の適正化	b	b	b				P32
4 調達の合理化	B	B	B			第2-4	P34
5 組織体制の整備等	B	B	B			第2-5	P35
(1) 組織体制の整備	b	b	b				P35
(2) 働き方改革の推進	b	b	b				P36

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
III 財務内容の改善に関する事項	B	B	B			第3	P37
財務内容の改善に関する事項	B	B	B				P37
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b				P37
(2) 決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b				P38
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b				P38
(4) 貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b				P38
(5) 長期借入金の適切な実施	a	a	a				P39
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B			第4	P40
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B				P40
(1) 支出削減の取組	b	b	b				P40
(2) 法人運営における資金の配分状況	b	b	b				P41
V 短期借入金の限度額	—	—	—			第5	P42
VI その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			第6	P43
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B			第6-1	P43
(1) 方針	b	b	b				P43
(2) 人員に関する指標	b	b	b				P44
2 積立金の処分に関する事項	B	B	B			第6-2	P45
3 内部統制の充実・強化	B	B	B			第6-3	P47
(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化	b○重	b○重	b○重				P47
(2) コンプライアンスの推進	b○重	b○重	b○重				P48
(3) リスク管理の徹底	b○重	b○重	b○重				P49
(4) 内部監査	b○重	b○重	b○重				P49
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	B	B	B			第6-4	P50
(1) 情報セキュリティ対策の推進	b○重	b○重	b○重				P50
(2) 個人情報保護対策の推進	b○重	b○重	b○重				P51
(3) 研修等の実施	b○重	b○重	b○重				P52
5 情報公開の推進	B	B	B			第6-5	P53
6 業務運営能力の向上等	B	B	B			第6-6	P54
(1) 研修の充実	b	b	b				P54
(2) 委託業務の質の向上	b	b	b				P55

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
標準処理期間内 処理割合 (適用・収納課)	提出された申出 書等の97%以上		99.87%	99.72%	94.72%			予算額（千円）	180,709,907	195,836,708	183,094,532		
								決算額（千円）	177,929,027	190,035,467	181,502,828		
								経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645	118,541,114		
								経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362		
								行政コスト（千円）	97,765,244	95,146,152	118,541,384		
								従事人員数	38.04	38.04	38.04		
標準処理期間内 処理割合 (給付課)	提出された申出 書等の98%以上		98.08%	99.22%	99.27%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			B	評価	B
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度農業者年金業務担当者会議及び業務研修会」（令和2年6月18日開催）において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 提出のあった申出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、令和2年8月処理分が79.60%、令和3年2月処理分が100.00%となり、調査2回の平均期間内処理割合は、目標の97%に対して94.72%であった。 令和2年8月処理分が期間内に処理できなかった主な原因は、基金において新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務（令和2年4月～6月）が実施され、個人情報である申出書等を持ち帰って確認することができないことから、通常よりも処理業務に時間を要したためである。 このことを踏まえ、緊急時に在宅勤務を行う場合は、「農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更届出書」等の早急に処理すべき届出書の優先順位を決めるとともに、職員を限定し、「独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程」等に基づく持ち出しの許可を受けて、在宅勤務において審査を行うこととした。	<評価と根拠> 評価：b 申出書等の処理状況の調査を年2回行い、調査した翌月にホームページで公表した。 標準処理期間内（30日）の処理割合が年度計画の目標である97%を2.28ポイント下回ったが、新型コロナウイルス禍の下、在宅勤務により業務体制が制限されるという外部要因が影響していること及び標準処理期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、対応策を立てたことを勘案し、b評価とした。 (参考) 目標97%（達成度合100%）から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合98.5%以上100%未満 b：処理割合97%以上98.5%未満	評価	b
						評価	b

業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。

これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。

業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。

これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、申出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を9月と3月に公表します。

なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。

③ 標準処理期間内処理割合については、令和2年9月及び令和3年3月に、基金ホームページで公表した。

【処理月別標準処理期間内処理割合】		(単位：件、%)	
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
令和2年8月	201	160	79.60
令和3年2月	576	576	100.00
計	777	736	94.72

(評定区分)

s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある

a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある

b：取組は十分である

c：取組はやや不十分であり、改善を要する

d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

イ 被保険者資格の適切な管理
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入

イ 被保険者資格の適切な管理
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入

イ 被保険者資格の適切な管理
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入

<主な定量的指標>

- ・不整合者の占める割合。

<その他の指標>

- ・農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。

<主要な業務実績>

農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、令和2年8月及び10月に全ての加入者及び待期者を対象に、両記録の突合を実施した。

この突合結果により、不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）に係る記録管理リストを該当業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して、申出書等の提出を促すための通知を送付した。

なお、例年は4月に突合を実施しているが、新型コロナウイルス感染

<評定と根拠>

評定：b

被保険者資格記録の突合を年2回実施し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけを行い、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.7%以下であることから、b評定とした。

(評定区分)

s：取組は十分であり、かつ、目標を

評定	b
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。
これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

者及び待期者を対象に、国民年金資格記録の確認を2回以上実施します。
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。
また、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにし、これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とします。

・突合の結果を踏まえた適正な管理。
<評価の視点>
・突合を行ったか。
・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。

症の影響により8月に延期した。

【令和2年度不整合者の状況】 (単位：人、%)

突合月	突合対象者	不整合者数 【不整合者の割合】	
		当初	6ヶ月経過後
8月	71,116	1,394 【1.96】	369 【0.52】※
10月	71,142	1,186 【1.67】	386 【0.54】

※8ヶ月経過後（令和3年4月）の不整合者数【不整合者の割合】

主な不整合事由が、国民年金付加保険料記録がないことが原因であるため、業務受託機関に対し、加入申請者への「農業者年金に関する重要事項のご案内」（以下「重要事項」という。）について、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることの説明及び重要事項の配布の指導を徹底するとともに、国民年金付加保険料の納付の届出の指導を行った。
また、加入申込者に、業務受託機関が加入申込書に重要事項の説明及び配布したことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。

上回る顕著な成果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託

<主な定量的指標>
－
<その他の指標>
・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。
・12回継続して口座振替不能者のリスト作

<主要な業務実績>
口座振替不能者及び口座振替停止該当者（以下「振替不能者」という。）のリストについては、毎月、該当業務受託機関に送付するとともに、業務受託機関から振替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な申出書等の提出について依頼した。
また、12回継続した振替不能者については、該当業務受託機関へリストを送付するとともに、業務受託機関から振替不能者に対して口座振替停止の措置を講じた上で、該当者に対して意向確認や相談対応及び口座振替再開手続き等について、働きかけを行った。

<評定と根拠>
評定：b
毎月、振替不能者のリストを該当業務受託機関へ送付し、該当者の対応等を依頼した。
また、12回継続した振替不能者についても、5回及び10回の段階でのお知らせやリストを該当業務受託機関へ送付し、業務受託機関から該当者へ働きかけを行

評定	b
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

<p>示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。</p> <p>また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。</p>	<p>機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。</p> <p>また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。</p>	<p>機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにします。</p> <p>また、12回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。</p>	<p>成及び働きかけ依頼。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。 	<p>なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、該当者に対し、振替のお知らせを送付した。</p>	<p>ったことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 					
<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付</p> <p>保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付</p> <p>保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速や</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付</p> <p>保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速や</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付してい 	<p><主要な業務実績></p> <p>保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知及び請求書を送付した。</p> <p>また、被保険者等から請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>発生した過大納付の保険料について、速やかに被保険者等に請求書を送付するとともに、請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行ったことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2427 1400 2647 1444">評定</td> <td data-bbox="2659 1400 2873 1444">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2427 1444 2873 1518">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b									
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。										

<p>づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。</p>	<p>かに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。</p>	<p>かに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき1週間以内に還付処理を行います。</p>	<p>るか。 ・被保険者等からの請求に基づき一週間以内で処理しているか。</p>		<p>上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																	
<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等につ</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等につ</p>	<p><主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が98%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度農業者年金業務担当者会議及び業務研修会」(令和2年6月18日開催)等において、農業者年金の事務遅延防止のために農業委員会事務局及び農業協同組合管理者に取り組んでいただきたい事項等の資料を配付し、制度への理解及び事務処理向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講師派遣の依頼数は例年に比べて少なかったが、都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等に基金職員を講師として派遣又はWeb会議により、制度等の説明を行った(開催数：9道県、派遣等した基金職員数：12人)。 ③ 標準処理期間内に処理できなかった主な原因は、記載内容の確認に時間を要したことであったため、研修会等で基金職員が業務資料の記載例を用いて記載内容や添付書類について説明を行い、業務受託機関における処理の迅速化に努めた。 ④ 提出された年金裁定請求書等に係る標準処理期間(60日・75日)内の処理割合は、令和2年8月処理分が99.34%、令和3年2月処理分が99.23%であり、それぞれの結果を翌月(令和2年9月及び令和3年3月)に基金ホームページで公表した。</p> <p>【月別標準処理期間内の処理状況】 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1231 1654 1932 1829"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年8月</td> <td>2,117</td> <td>2,103</td> <td>99.34</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月</td> <td>2,844</td> <td>2,822</td> <td>99.23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,961</td> <td>4,925</td> <td>99.27</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和2年8月	2,117	2,103	99.34	令和3年2月	2,844	2,822	99.23	計	4,961	4,925	99.27	<p><評定と根拠> 評定：a 都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標である98%を1ポイント以上上回った。 また、この結果を基金ホームページで公表するとともに、標準処理期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握し、改善に向けた対応を行ったことから、a評定とした。 (参考) 目標98%(達成度合100%)から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合99%以上100%未満 b：処理割合98%以上99%未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的</p>	<p>評定 a 自己評価におけるa評定については、標準処理期間内の処理割合は、目標98%を大きく上回り、100%に近いことから、「a」評定が妥当と認められる。</p>
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																			
令和2年8月	2,117	2,103	99.34																			
令和3年2月	2,844	2,822	99.23																			
計	4,961	4,925	99.27																			

	<p>いては、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。</p>	<p>いては、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果について、翌月の9月と3月に公表します。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。</p>			<p>な改善を要する</p>																																																																	
<p>イ 年金の受給漏れの防止</p> <p>受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないよう、65歳到達直前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。</p>	<p>イ 年金受給漏れの防止</p> <p>年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p> <p>また、既に受</p>	<p>イ 年金受給漏れの防止</p> <p>年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、必要な裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁定請求の勧奨。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月実施しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 年金等の受給漏れが発生しないよう、待期者のうち、65歳の誕生日の1ヶ月前となる者に対して、毎月、文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>【間もなく受給権が発生する者（65歳到達1ヶ月前）に対する勧奨状の送付】</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳到達 1ヶ月前の者</td> <td>新制度</td> <td>199</td> <td>187</td> <td>194</td> <td>199</td> <td>225</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>旧制度</td> <td>198</td> <td>160</td> <td>187</td> <td>205</td> <td>224</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>397</td> <td>347</td> <td>381</td> <td>404</td> <td>449</td> <td>424</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳到達 1ヶ月前の者</td> <td>新制度</td> <td>213</td> <td>229</td> <td>302</td> <td>272</td> <td>283</td> <td>237</td> <td>2,749</td> </tr> <tr> <td>旧制度</td> <td>193</td> <td>222</td> <td>285</td> <td>289</td> <td>286</td> <td>254</td> <td>2,718</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>406</td> <td>451</td> <td>587</td> <td>561</td> <td>569</td> <td>491</td> <td>5,467</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 65歳を超えても裁定請求しない者（746人(旧制度：448人、新制度</p>	区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	199	187	194	199	225	209	旧制度	198	160	187	205	224	215	計	397	347	381	404	449	424	区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	213	229	302	272	283	237	2,749	旧制度	193	222	285	289	286	254	2,718	計	406	451	587	561	569	491	5,467	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>
区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																															
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	199	187	194	199	225	209																																																															
	旧制度	198	160	187	205	224	215																																																															
	計	397	347	381	404	449	424																																																															
区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																														
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	213	229	302	272	283	237	2,749																																																														
	旧制度	193	222	285	289	286	254	2,718																																																														
	計	406	451	587	561	569	491	5,467																																																														

<p>さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。</p>	<p>給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。</p>	<p>また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6月に受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p>：298人)) に対しても、令和2年6月に勧奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>															
<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適切に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。</p>	<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付してその提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。 現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止める。</p>	<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を行います。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差止めます。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・受給権者に対して、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 適切な年金給付のため、受給権者に対して令和2年5月に現況届を送付し、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び令和2年7月豪雨の被災者等に配慮しつつ、可能な範囲で現況届の提出を求め、受給資格(生存、経営再開等がないこと)の確認を行った。 なお、本年度の対応として、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、現況届が未提出等の受給権者について、11月以降の年金の支払いを差し止めないこととした。 【現況届関係処理実績】</p> <table border="1" data-bbox="1205 1310 1964 1570"> <tr> <td>a 現況届送付</td> <td>288,871人</td> </tr> <tr> <td>b 現況届等の提出者</td> <td>263,109人</td> </tr> <tr> <td>提出率 (b/a)</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>c 現況届の未提出者 (a-b)</td> <td>25,762人</td> </tr> <tr> <td>d 未提出者一覧の送付(農業委員会)</td> <td>1,379機関</td> </tr> <tr> <td>e 11月支給分差止</td> <td>0人</td> </tr> </table> <p>また、年金の過誤払防止のため、「令和2年度農業者年金業務担当者会議及び業務研修会」(令和2年6月18日開催)等において、都道府県段階の業務受託機関に対して、受給権者の死亡等が疑われる場合は、死亡届等の関係届出書を提出するよう、遺族等に指導を行うとともに、速やかに支払保留の報告を行うよう説明し、都道府県段階の業務受託機関を通じて、市町村段階の業務受託機関へ周知した。</p>	a 現況届送付	288,871人	b 現況届等の提出者	263,109人	提出率 (b/a)	91.0%	c 現況届の未提出者 (a-b)	25,762人	d 未提出者一覧の送付(農業委員会)	1,379機関	e 11月支給分差止	0人	<p><評定と根拠> 評定：b 受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者との突合及び国民年金の受給権者情報(死亡情報)の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、b評定とした。 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b 受給権者における現況届の提出に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、未提出をもって年金の支払いを差し止めないこととしたが、死亡に伴う年金の過誤払い防止のための措置が適切に講じられているため、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>
a 現況届送付	288,871人																	
b 現況届等の提出者	263,109人																	
提出率 (b/a)	91.0%																	
c 現況届の未提出者 (a-b)	25,762人																	
d 未提出者一覧の送付(農業委員会)	1,379機関																	
e 11月支給分差止	0人																	

また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡届等の提出の勧奨を依頼します。

なお、支給停止該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理します。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止します。

② 令和2年度現況届の対象となる経営移譲年金等の受給権者と、令和元年度経営所得安定対策等交付金の申請者との突合を行った結果、当該交付金を申請していた者が52名存在し、現況届等の提出者は50名となっている。残り2名については、該当の農業委員会において、現況届（確認資料を含む。）又は支給停止事由該当届の届出の勧奨を行った。

また、令和3年度現況届の対象となる経営移譲年金等の受給権者と、令和2年度経営所得安定対策等交付金の申請者との突合を行い、当該交付金を申請している61名について、令和3年度現況届の「再確認該当者一覧」に掲載し、農業委員会において経営移譲年金の受給要件を満たしている者か否かの確認に活用することとしている。

③ 国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。

【国民年金の受給権者情報の確認】 (単位：人、機関)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
支払保留人数 (死亡疑い等)	435	390	455	248	300	321	
確認依頼 農業委員会	315	276	319	191	221	231	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支払保留人数 (死亡疑い等)	283	262	290	342	345	336	4,007
確認依頼 農業委員会	213	209	225	239	246	236	2,921

(3) 情報システム管理業務
農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、

(3) 情報システム管理業務
農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業

(3) 情報システム管理業務
農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業

<主な定量的指標>
—
<その他の指標>
—
<評価の視点>

<主要な業務実績>
① 農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の改修にあたっては、業務受託機関及び基金内の要望に対して、業務効率化の視点を踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、計画的に改修等を行った。
また、システム改修後に、システムのトップページに操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性の向

<評定と根拠>
評定：b
農業者年金記録管理システムの改修等にあたっては、システム利用者（業務受託機関等）からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊急度の高いものから、計画

評定	b
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

<p>計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。</p>	<p>務改善・電子化の推進の検討を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。</p>	<p>務改善・電子化の推進の検討を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、適切に開発・改修等の優先順位付けを行います。</p> <p>その上で、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催して、システムの計画的な開発・改修等を進め、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組みます。</p>	<p>・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだか。</p>	<p>上に取り組んだ。</p> <p>② システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。</p>	<p>的に改修等を行い、電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。</p> <p>これらのことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	--	--	--	---	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
									予算額（千円）	101,165	109,534	103,111	
									決算額（千円）	101,920	96,634	100,897	
									経常費用（千円）	151,190	6,547,636	2,203,073	
									経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266	24,407,340	
									行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977	2,203,073	
									従事人員数	9.00	9.00	9.00	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価	評価	評価																			
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価	B																			
						5つの小項目のうち、1項目がa評価、4項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※3点(a)×3/9+2点(b)×3/9+2点(b)×1/9×3項目=2.3点 1.5点以上2.5点未満：B																				
<p>年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努力する。</p>	<p>(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努力する。</p>	<p>(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックス（年金資産の構成割合）による分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。</p> <p>被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲内に納めるよう努力します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・安全かつ効率的な管理・運用。</p> <p><評価の視点></p> <p>・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ</p> <p>基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った。（令和3年3月末残高2,604億円（自家運用723億円、外部運用1,880億円）令和2年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位：%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>収益率 (A)</th> <th>ベンチマークの収益率 (B)</th> <th>乖離 (A-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>▲0.61</td> <td>▲0.70</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>42.03</td> <td>42.13</td> <td>▲0.10</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>▲2.10</td> <td>▲1.85</td> <td>▲0.24</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>59.74</td> <td>59.79</td> <td>▲0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係で合計が合わない。</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ</p> <p>基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <p>・令和2年3月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置として短期資産の活用を継続。</p> <p>これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損</p>		収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A-B)	国内債券	▲0.61	▲0.70	0.09	国内株式	42.03	42.13	▲0.10	外国債券	▲2.10	▲1.85	▲0.24	外国株式	59.74	59.79	▲0.05	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。</p> <p>また、令和2年度においては、令和元年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に則り、採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて0.3億円程度の損失（基金による推計）を回避することができた。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>
	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A-B)																							
国内債券	▲0.61	▲0.70	0.09																							
国内株式	42.03	42.13	▲0.10																							
外国債券	▲2.10	▲1.85	▲0.24																							
外国株式	59.74	59.79	▲0.05																							

				<p>失0.3億円を回避できたと考えられる。</p> <p>・年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内債券を償還前に売却することについて、資金運用委員会及び経営管理会議の承認を経て、令和2年4月に売却。これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約522万円の利益を得た。</p> <p>(令和3年3月末残高976億円(全額自家運用))</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和3年3月末残高98億円)</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和3年3月末残高30億円)</p>		
<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行います。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>・運用状況及び運用結果の評価・分析。</p> <p><評価の視点></p> <p>・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。(令和2年6月18日)</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。</p> <p>なお、資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p> <p>b</p>
						<p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>
<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミ</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミ</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>最近の資産運用</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和2年6月18日に開催した資金運用委員会で年金資産の構成割合(政策アセットミックス)の検証をした結果、緊急に見直す必要はないとの結論を得た。その上で、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：a</p> <p>最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミックスの検証</p>	<p>評価</p> <p>a</p>
						<p>政策アセットミックスについて、最近の資産運用環境を踏まえて、資金運用委員会で適切に検証されてい</p>

<p>クスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>クスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミックスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p> <p>・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じて見直しを行っているか。</p>	<p>・政策アセットミックスの今後の方向性について、令和元年度第2回資金運用委員会です承された政策アセットミックスの微調整は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留とし、現在も微調整前の政策アセットミックスによる運用を行っていること</p> <p>・政策アセットミックス微調整案の実施可否を含めた今後の対応については、次回以降の資金運用委員会に向けて、各委員の意見を反映させた上で、事務局において検討すること</p> <p>・加入者アンケートを実施すること</p> <p>について了承された。</p> <p>このことを受けて、令和2年11月に加入者アンケートを実施し、調査結果について令和3年2月22日に開催した資金運用委員会に報告し、調査結果を令和3年3月10日にホームページに掲載した。</p>	<p>を行った。</p> <p>また、従来の金融変数を用いた検証に加え、アンケートにより加入者の意向を確認することで、改めて、現在の経済・金融環境下においては、現行の政策アセットミックスは概ね妥当であることを確認できたことから、a 評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>る。</p> <p>農業者年金は単一のポートフォリオで運用のため、資金運用に対する加入者アンケートによって意向を把握し、現行の政策アセットミックスの妥当性が確認されているため、「a」評価が妥当と認められる。</p>				
<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在の評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホーム</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、6月末日までに令和元年度末現在の評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。</p> <p>・加入者に対する運用結果の通知。</p> <p>・年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。</p> <p>・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。</p> <p>・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表</p> <p><評価の視点></p> <p>・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 令和元年度、令和2年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和2年6月25日、8月11日、11月16日及び令和3年2月15日にホームページで公表した。</p> <p>また、全ての加入者及び期待者に対して、その者に係る令和元年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和2年6月25日付けで通知するとともに、通知の趣旨、運用状況に関する説明資料等について、ホームページに掲載した。</p> <p>② 年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、加入者に対して、運用結果を通知した。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基金ホームページで公表していることから、b 評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2407 919 2650 961">評価</td> <td data-bbox="2650 919 2858 961">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2407 961 2858 1911">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
評価	b									
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。										

<p>積極的にを行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>ページで公表する等、情報公開を積極的にを行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的にを行い、運用の透明性の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。 							
<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。</p>	<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。</p>	<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等をホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> －</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和2年9月、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂に伴い、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を再改定し、ホームページで公表した。</p> <p>令和2年9月に再改定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、令和元年7月～令和2年6月までの実施状況を令和2年11月16日にホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を再改定した。</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果を基金ホームページで公表した</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2407 703 2650 751">評定</td> <td data-bbox="2650 703 2858 751">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2407 751 2858 1585">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b									
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。										

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳から39歳の 基幹的農業従事者に占める農業 者年金の被保険者の割合	最終年度までに25%	20.1%	(目標21.0%) 21.2%	(目標22.0%) 21.8%	(目標23.0%) 〈22.5%〉 22.2%		
	前年度より1ポイント増加		1.1ポイント増加 (21.2%-20.1%)	0.6ポイント増加 (21.8%-21.2%)	0.4〈0.7〉ポイント増加 (22.2%〈22.5%〉 -21.8%)		
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに17%	9.3%	(目標10.4%) 10.5%	(目標12.5%) 12.7%	(目標14.1%) 〈15.8%〉 14.9%		
	前年度より1.6ポイント増加		1.2ポイント増加 (10.5%-9.3%)	2.2ポイント増加 (12.7%-10.5%)	2.2〈3.1〉ポイント増加 (14.9%〈15.8%〉 -12.7%)		
			予算額（千円）	588,690	669,780	656,750	
			決算額（千円）	583,502	662,545	644,938	
			経常費用（千円）	583,577	660,864	644,363	
			経常利益（千円）	13,439	7,237	21,785	
			行政コスト（千円）	575,326	668,048	644,363	
			従事人員数	5.96	5.96	5.96	

(注) 2年度の〈 〉内の数値は、自己評価時点で算定した数値であり、そうでない数値は、主務大臣評価時点で算定した数値である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			B	評価	B
							5つの小項目のうち、2項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※3点(a)×2/10+3点(a)×1/10+2点(b)×5/10+2点(b)×1/10×2項目=2.3点 1.5点以上2.5点未満：B	
	農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。 (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする	(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を25%に拡大する。	(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに25%に拡大することを目指し、令和2年度末までに同割合を令和元年度末から1ポイント増加させるか、又は23%に拡大します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに25%に拡大することを目指し、令和2年度末までに同割合を令和元年度末から1ポイント増加させるか、又は23%に拡大したか。	<主要な業務実績> 令和2年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業者(推計)に対する同年齢層の被保険者数の割合(以下「若い被保険者割合」という。)は、22.5%(推計)となり、令和2年度計画の目標(23%)を0.5ポイント下回った。 令和2年度計画の目標(23%)を下回った主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各都道府県において外出自粛や3密回避等に資する各種の対策が講じられる中、加入推進に向けた各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものが大きく制約されたことにより、新規加入者数が前年度よりも減少したと推察される。	<評価と根拠> 評価：b 20歳以上39歳以下の若い被保険者割合は、令和2年度計画の目標(23%)を0.5ポイント下回り22.5%となったことから、c評価相当であるが、新型コロナウイルス禍の下、加入推進活動を自粛せざるを得ないという未曾有の外部要因が影響していることを勘案し、b評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	評価 b 令和3年8月11日公表の令和3年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算定した結果、22.2%(推計)となる。 このため、令和2年度計画の目標(23%)を0.8(自己評価時点では0.5)ポイント下回っている。 一方、独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における若い農業者の加入者数の総数は、対応する月の過去7年平均の総数に比して11%であり、過去の平均以上の若い農業者の加入を得ていることが確認できたことを考慮し、「b」評価が妥当と認められる。	

<p>者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。</p>										
<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。 他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要がある。 このため、女性</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに17%に拡大することを目指し、令和2年度末までに同割合を令和元年度末から1.6ポイント増加させるか、又は14.1%に拡大します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合が令和4年度末までに17%に拡大することを目指し、令和2年度末までに同割合を令和元年度末から1.6ポイント増加させるか、又は14.1%に拡大したか。</p>	<p><主要な業務実績> 令和2年度末における女性の基幹的農業従事者(推計)に対する被保険者数の割合(以下「女性被保険者割合」という。)は、15.8%(推計)となり、令和2年度計画の目標(14.1%)を1.7ポイント上回るとともに、令和2年度末の同割合(15.8%)は、令和元年度末(12.7%)から3.1ポイント増加となり、令和2年度計画の目標(1.6ポイント増加)を1.5ポイント上回った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：s 令和2年度における女性被保険者割合は、令和2年度計画の目標(14.1%)を1.7ポイント上回るとともに、令和元年度末(12.7%)を1.6ポイント増加させる目標(12.7%)を1.6ポイント増加ペースで進捗していることから、s評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2386 747 2644 793">評定</th> <th data-bbox="2644 747 2873 793">a</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2386 793 2873 1913"> <p>令和3年8月11日公表の令和3年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算定した結果、14.9%(推計)となる。このため、令和2年度計画の目標(14.1%)を0.8(自己評価時点では1.7)ポイント上回っている。 独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して121%であり、過去の平均以上の女性農業者の加入を得ていることが確認できたことを考慮し、「a」評定が妥当であると認められる。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p>令和3年8月11日公表の令和3年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算定した結果、14.9%(推計)となる。このため、令和2年度計画の目標(14.1%)を0.8(自己評価時点では1.7)ポイント上回っている。 独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して121%であり、過去の平均以上の女性農業者の加入を得ていることが確認できたことを考慮し、「a」評定が妥当であると認められる。</p>	
評定	a									
<p>令和3年8月11日公表の令和3年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算定した結果、14.9%(推計)となる。このため、令和2年度計画の目標(14.1%)を0.8(自己評価時点では1.7)ポイント上回っている。 独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して121%であり、過去の平均以上の女性農業者の加入を得ていることが確認できたことを考慮し、「a」評定が妥当であると認められる。</p>										

<p>農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。</p>										
<p>(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び (2) に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。 このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施 上記 (1) 及び (2) の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。 また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施 上記 (1) 及び (2) の目標達成に向け、以下の活動を行います。 ア 「令和2年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。 イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小（新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか）。 ア 「令和2年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ア 新規就農者を含む若い農業者や女性農業者を加入推進の重点的な対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和2年4月1日付けで各業務受託機関に発出するとともに、各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させた。 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言」の発令等を踏まえ、当初5月に開催予定であった業務受託機関の担当者会議等を6月に開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託機関を対象としたブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会議を7月に開催したほか、Web会議の開催や担当者会議の収録ビデオを送付するなど新たな取組も取り入れ、また、加入推進活動計画を着実に実施するよう指導・支援・進捗管理を行うなど、きめ細かな対応により、当該取組方針の徹底を図った。 イ 都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により、例年、全国47会場で開催される「加入推進特別研修会」については、新型コロナウイルス禍にある状況を踏まえて、 ・基金役職員が参加した県(17県)以外の県(26県)については、理事長のビデオレター、制度説明の読み上げ原稿を提供 ・人が参集しての開催が困難となった3県については、県段階の業務受託機関の職員が市町村を巡回して研修会を実施 など工夫をしながら研修会を開催し、農業者年金制度の理解の増進や加入推進活動計画に基づいた取組の推進を図った。 ウ 令和2年度は、重点都府県として7県を指定して、当該都府県に対して、市町村別データ等を提供し、重点市町村・JAを登録させるとともに、加入推進用「ポスター」を発送し、窓口や相談ブース等に貼って、加入推進月間(令和2年10月から12月)等において、広く周知活動を行うよう指導するなど、重点的な加入推進に資するよう取り組ん</p>	<p><評定と根拠> 評定：a ア 市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者を重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針及び加入推進活動計画を作成し、新型コロナウイルス禍の下、工夫しながら業務受託機関に対する説明、進捗管理等を通じた当該取組方針等の徹底に取り組んだ。 イ 「加入推進特別研修会」については新型コロナウイルス禍の下、理事長のビデオレターの活用や人が参集する会議の開催が困難な県では、業務受託機関の担当者が市町村を巡回して研修会を実施するなど、工夫して、制度の理解増進や加入推進活動の推進に取り組んだ。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、重点都府県及び特別重点県を指定するとともに、当該都府県の重点市町村・JAを登録し、加入推進強化月間を設けての周知活動や特別活動計画を策定しての新規加入者の発掘等の取組を進めた。 これらのことから、a評定とした。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2386 573 2653 621">評定</th> <td data-bbox="2653 573 2873 621">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2386 621 2873 1913"> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議の開催や収録ビデオの送付など基金としてできうる限りの手段を検討・実践し、加入推進活動に取り組まれたものと認められる。 また、独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における若い農業者及び女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して115%であり、過去の平均以上の加入者を得ていると認められる。 これらを総合的に勘案すると、取り組みは十分であり、目標を上回る成果があったことから、「a」評定が妥当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議の開催や収録ビデオの送付など基金としてできうる限りの手段を検討・実践し、加入推進活動に取り組まれたものと認められる。 また、独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における若い農業者及び女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して115%であり、過去の平均以上の加入者を得ていると認められる。 これらを総合的に勘案すると、取り組みは十分であり、目標を上回る成果があったことから、「a」評定が妥当と認められる。</p>	
評定	a									
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議の開催や収録ビデオの送付など基金としてできうる限りの手段を検討・実践し、加入推進活動に取り組まれたものと認められる。 また、独立行政法人からのヒアリング等により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月における若い農業者及び女性農業者の加入者数の総数は、過去7年平均の対応する月の総数に比して115%であり、過去の平均以上の加入者を得ていると認められる。 これらを総合的に勘案すると、取り組みは十分であり、目標を上回る成果があったことから、「a」評定が妥当と認められる。</p>										

		<p>制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ります。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和元年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施します。</p>	<p>イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和元年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。</p>	<p>だ。</p> <p>また、特別重点県として1県を指定し、基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、特別重点県の業務受託機関による5者協議を通じて特別活動計画を共同策定し、加入対象者に対するアンケート調査の実施や、新規加入者の発掘やチラシの配布・説明等の取組を推進した。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(4) 加入推進活動の効果検証</p> <p>効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。</p>	<p>(4) 加入推進活動の効果検証</p> <p>効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等に</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>新規加入者アンケート調査を実施した結果、加入の決め手は、全体としては戸別訪問、若い人や女性は家族からの勧めの割合が高いこと、制度を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳しい説明を聞く機会がなかったことが最も多いこと等を把握した。</p> <p>また、業務受託機関の活動実績や優良事例調査等を実施した結果を検証したところ、</p> <p>・戸別訪問等の活動をしっかり行っているところほど加入実績が上がっていること</p> <p>・女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること</p> <p>・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均よりもより多く実施していること</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証して、これらの結果を業務受託機関に提示して協議し、より効率的な取組の推進に努めたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	

		<p>検証します。</p> <p>また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。</p>	<p>より必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。</p> <p>また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。</p>	<p>等を定量的に把握した。</p> <p>これらの検証結果については、ブロック会議等の場で、都道府県段階の業務受託機関に提示して、取組の徹底と改善に向けて協議を行い、令和2年度下期において、新型コロナウイルス禍にある状況を踏まえて、感染症対策を徹底しながら、市町村段階での戸別訪問の実施、加入推進名簿の更新、対象者の絞り込み、女性加入推進部長による取組の強化を都道府県段階の業務受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要請するとともに、都道府県段階の業務受託機関における加入対象者が多い市町村を重点活動対象地区としての研修会等の取組を推進した。</p>	<p>上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(4) ホームページ等による情報の提供</p> <p>ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。</p> <p>なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。</p> <p>なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供します。</p> <p>また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>ー</p> <p><その他の指標></p> <p>・アライド・ブレインズ(株)が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。</p> <p><評価の視点></p> <p>ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。</p> <p>また、若い農業者や女性農業者を対</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。</p> <p>また、加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーの農業者年金の魅力についての対談記事、加入推進用資材等の情報をホームページに掲載するとともに、スマートフォンでも閲覧できるよう対応した。</p> <p>さらに、農業者向けWebサイト「マイナビ農業」に農業者年金のPR記事を掲載するとともに、農林水産省が設置・配信している「経営局フェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」に加え、新たに「MAFFアプリ」を活用し、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を積極的に行った。</p> <p>イ ホームページについては、セキュリティの向上（PHP7.3からPHP7.4へのバージョンアップ）を図るとともに、加入推進用の動画をYouTubeへ移行してリンクの設定を行うなどアクセスしやすい環境等への改善に取り組み、アライド・ブレインズ（株）が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査では、昨年度同様Dランク（調査対象独立行政法人87法人中3番目）を維持した。</p> <p>ウ 全国段階の業務受託機関と連携して、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。</p> <p>イ ホームページについて、セキュリティの向上やYouTubeを活用するなど国民が速やかにアクセスできるよう環境の改善を図った。</p> <p>ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度のPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b									
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。										

<p>う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>提供します。</p> <p>イ ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組みます。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。</p>	<p>とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供したか。</p> <p>イ リーフレットの作成・提供、ホームページでの情報発信を行ったか。</p> <p>ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。</p> <p>制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb方式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナーからの講話 ・Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金を案内する資料の紹介 ・JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介等の取組を推進した。 <p>また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけを推進した。</p> <p>さらに、農業委員会とJAとの連携強化を促す観点から、農業委員会とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。</p>	<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
---	--	--	--	---	---------------------------------

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B	
						5つの中項目の全てがB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(B)×1/5×5項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B		
1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務改善を推進するため、改善点の検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。	<主要な業務実績> 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理等を行い、以下について業務改善の推進を図った。 ・マイナンバー利用事務については、マイナンバーPTにおいて、デジタル・ガバメント実行計画で示された事項のうち農業者年金に係る事項について、実施時期等の検討を行うとともにマイナンバーの直接取得方式についての検討を行った。 また、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届の提出について、引き続き年金を受給する要件を満たしているかを確認するに当たり、現況届の提出者のうち、再確認該当者（経営所得安定対策等交付金の申請者）に限定して、地方税関係情報の連携を令和3年度から本格実施する予定。 なお、共通申請システムの導入については、プラットフォームの検討を開始した。 ・年金制度改革に伴う各種規程の見直しや農業者年金記録管理システムの改修等については、基金に設置した制度改革対応委員会及び	<評価と根拠> 評価：B 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討及び制度改正に係るシステム改修等の改善点の検討や進捗管理等を行った。 また、加入推進の取組について、取組方針及び各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させ、着実に実施するよう指導・支援・進捗管理を行った。 これらのことから、B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価	B	
						自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。		

	<p>や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。</p>	<p>また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進します。</p>	<p>制度改正等業務対応チームにおいて、改正点の検討・洗い出し等を行うとともに、制度改正に係る令和4年度末までの基金全体の作業スケジュールを策定し、このスケジュール表に基づき作業を進めた。</p> <p>また、作業の進捗状況や農業者年金記録管理システム改修の進捗状況を同委員会等において検証し、スケジュールを見直すなど、進捗管理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入推進の取組については、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和2年4月1日付けで各業務受託機関に発出するとともに、各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させた。 <p>また、都道府県段階の業務受託機関の担当者会議、ブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会議、加入推進活動計画を着実に実施するよう指導・支援・進捗管理を行うなど、当該取組方針の徹底を図った。</p>	<p>A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>B：取組は十分である</p> <p>C：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	---	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14% (29年度)	30.66% (対前年比117.3)	34.07% (対前年比111.1)	35.20% (対前年比103.3)			
		農業協同組合 32.11% (29年度)	35.70% (対前年比111.2)	38.36% (対前年比107.5)	40.09% (対前年比104.5)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
2 電子化の推進 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に	2 電子化の推進 1のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 その際、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバー	2 電子化の推進 ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進します。 その際、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組みます。			B	評価	B
						2つの小項目の全てが、b 評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評定となったため。 ※2点(b)×1/2×2項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B	

<p>取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。</p>	<p>による情報連携の業務については、次のとおり取り組む。</p>																	
	<p>(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進</p> <p>利用可能な業務受託機関の全てが利用することを目指し、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。</p>	<p>(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進</p> <p>基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか。 ・同システムを利用した届出書等の作成割合が令和元年度実績を上回ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度新任者研修会兼専門業務研修会」（令和2年6月19日開催）において、令和元年度に全業務受託機関を対象に実施したシステムの利用促進と利用状況等に関する調査の結果(概要)及び「令和2年度農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」（以下「普及拡大取組方針」という。）の案について説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼するとともに、令和2年7月9日付けで普及拡大取組方針を全業務受託機関に通知した。</p> <p>また、令和元年度に実施した「農業者年金業務受託機関に対する農業者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」の結果を踏まえ、令和2年5月からシステムの利用時間を試行的に延長し、6月から本格稼働させた。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ（令和2年度：10県 延べ15日、令和元年度実績：23県 延べ27日）。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策等により、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）を活用するよう、「令和2年度新任者研修会兼専門業務研修会」（令和2年6月19日開催）及びブロック会議において周知した。</p> <p>これらの取組により、令和3年3月末現在のシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに令和元年度実績を上回った。</p> <p>【システムを利用した届出書等の作成割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務受託機関</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会</td> <td>34.07%</td> <td>35.20%</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>38.36%</td> <td>40.09%</td> </tr> </tbody> </table>	業務受託機関	令和元年度	令和2年度	農業委員会	34.07%	35.20%	農業協同組合	38.36%	40.09%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議におけるシステム利用の働きかけ及び全業務受託機関に対して、システムの普及拡大取組方針を送付し、利用普及を図った。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット、操作方法の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組むなどしたことにより、農業委員会及び農業協同組合とも、令和2年度の農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が令和元年度実績を上回ったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度合が80%未満</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
業務受託機関	令和元年度	令和2年度																
農業委員会	34.07%	35.20%																
農業協同組合	38.36%	40.09%																
評定	b																	
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																		
	<p>(2) マイナンバーによる情報連携</p> <p>適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ</p>	<p>(2) マイナンバーによる情報連携</p> <p>適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>マイナンバーによる情報連携については、政策支援加入申出者の税情報（農業所得額）及び農業者年金加入時における国民年金との情報照会作業を毎月実施した。</p> <p>また、作業を通じて得たノウハウを作業マニュアルの見直しに活かし、円滑かつ適切な事務を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>マイナンバーによる情報連携については、業務手順の見直しを行いながら、着実に実施しており、令和元年度に発生した情報連携エラーの再発防</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									
評定	b																	
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																		

	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。</p>	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組みます。</p>	<p>・適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。</p>	<p>なお、令和元年度に発生した情報連携エラーの復旧にあたっては、システム開発業者等の知見を要したことから、令和3年度のシステム更新にあたり、サービス保守契約を締結した。</p>	<p>止のため、令和3年度のシステム更新にあたり、サービス保守契約を締結したことから、b 評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
--	--	--	--	---	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一般管理費削減率	効率化除外経費を除き 対前年度比△3%以上	△3.0%(平成28年度 予算と平成29年度 予算の比較)	△4.5%(平成29年度 予算と平成30年度 予算の比較)	△4.5%(平成30年度 予算と令和元年度 予算の比較)	△3.0%(令和元年度 予算と令和2年度 予算の比較)			
事業費削減率	対前年度比△1%以上	△4.7%(平成28年度 予算と平成29年度 予算の比較)	△1.1%(平成29年度 予算と平成30年度 予算の比較)	△1.1%(平成30年度 予算と令和元年度 予算の比較)	△1.0%(令和元年度 予算と令和2年度 予算の比較)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価	評価								
3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制			B	評価	B								
						2つの小項目の全てが、b評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b)×1/2×2項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B									
(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行う。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、対前年度比で1%以上の削減を行います。 このため加入者等	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ① 令和2年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画に対して、前年度比で3.0%の削減となった。 (単位：千円、%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>元年度予算</td> <td>2年度予算</td> <td>削減率</td> </tr> <tr> <td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td> <td>241,432</td> <td>235,827</td> <td>△3.0</td> </tr> </table> ※ 効率化対象経費は、消費者物価指数の影響を考慮した額で比較。		元年度予算	2年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	241,432	235,827	△3.0	b	<評価と根拠> 評価：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△3.0%となったことから、b評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度が120%以上	自己評価の一般管理費及び事業費のそれぞれ「b」評価が妥当であると認められる。
	元年度予算	2年度予算	削減率												
一般管理費のうち 効率化対象経費	241,432	235,827	△3.0												

	<p>このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。</p> <p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p>	<p>に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。</p> <p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費削減率。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 	<p>※ 効率化除外経費</p> <p>令和元年度：固定的経費、各年度増減経費(女性加入対策経費、記録管理システム分析経費等)</p> <p>令和2年度：固定的経費、各年度増減経費(記録管理システム利用環境調査、クラウドLANサーバ更新等)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>② 令和2年度の事業費(業務委託費)については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0%の削減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1270 745 2030 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度予算</th> <th>2年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託費のうち効率化対象経費</td> <td>1,835,934</td> <td>1,817,572</td> <td>△1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 効率化対象経費は、消費者物価指数の影響を考慮した額で比較。</p> <p>※ 効率化除外経費</p> <p>令和元年度：各年度増減経費(女性加入対策経費、消費税調整額)</p> <p>令和2年度：各年度増減経費(消費税調整額)</p>		元年度予算	2年度予算	削減率	業務委託費のうち効率化対象経費	1,835,934	1,817,572	△1.0	<p>で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p> <p>b：数値の達成度が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>事業費(効率化除外経費を除く。)については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p> <p>b：数値の達成度が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p>
	元年度予算	2年度予算	削減率										
業務委託費のうち効率化対象経費	1,835,934	1,817,572	△1.0										
<p>(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員給与水準</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を毎年度公表する。</p>	<p>(2) 給与水準の適正</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表します。</p> <p>また、役員の報酬</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与水準の適正化の状況を見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指数の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の適正性の検証の実施。当該検証結果の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和2年度人事院勧告については、新型コロナウイルス感染症の影響から例年の8月勧告が遅れ、ボーナスについては令和2年10月7日、月例給与については10月28日に行なわれたところである。</p> <p>人事院勧告を踏まえ、国家公務員給与法等が改正されたところであり、基金においても給与規程の見直しを行った。</p> <p>また、令和2年度における規程の見直し内容については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の適正性の検証結果とともに、基金ホームページにおいて令和3年6月に公表することとしている。</p> <p>なお、令和元年度の給与水準の適正化の取組の進捗状況等についても基金ホームページにおいて令和2年6月に公表した。</p> <p style="text-align: center;">【対国家公務員地域・学歴別指数】</p> <table border="1" data-bbox="1320 1827 1715 1911"> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>101.6</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>98.6</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度	101.6	平成30年度	98.6	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程の見直しを行った。</p> <p>また、その見直し内容、令和元年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)、役員報酬及び職員給与水準の適正性の検証結果を令和2年6月末にホームページで公表したことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標</p>	<table border="1" data-bbox="2451 1218 2873 1270"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>	評価	b	
令和元年度	101.6												
平成30年度	98.6												
評価	b												

<p>準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表します。</p>	<p>状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレス指数を公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか。 		<p>を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	---	--	--	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一者応札・応募件数	前中期計画期間の 平均（6件）以下		6件	1件	2件			
随意契約件数	前中期計画期間の 平均（8件）以下		8件	5件	7件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
4 調達の合理化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」（平成27年5 月25日総務大臣決定）に 基づき策定する「調達 等合理化計画」につい て着実に実施する。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調 達手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づく基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにする。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調 達手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づく基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにします。	<主な定量的指標> ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 <その他の指標> ・一般競争入札等の実 施。 <評価の視点> ・契約について、原則と して一般競争入札に よるものとするほか、 適正化を推進してい るか。	<主要な業務実績> 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、入札 案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホー ムページで公表するとともに、オープンカウンター方式による調達を行っ た。 その結果として、令和2年度における競争性のない随意契約は7件であ り、「調達等合理化計画」で掲げる目標（8件以内）以下となった。 また、一者応札・応募件数は2件であり、「調達等合理化計画」で掲げ る目標（6件以内）以下となった。	<評価と根拠> 評価：B 調達等合理化計画に基づき、競争参 加者増加のための取組を行った結果、 随意契約件数及び一者応札・応募件 数が目標の範囲内となったことから、 B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善 を要する D：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	評価 B 自己評価の「B」評価が妥当で あると認められる。		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	評価	
5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評価	B	
						2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b)×1/2×2項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B		
(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的 point 検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 <評価の視点> ・組織体制及び人員配置について継続的な point 検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行って	<主要な業務実績> 職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直しや弾力的な人員配置を行うこととしている。 農業者年金制度の改正等に伴うシステム改修業務の増加を踏まえ、令和2年4月1日付けで情報管理課に職員を1名増員した。	<評価と根拠> 評価：b 組織体制及び人員配置について、継続的な point 検を行い、必要な組織体制及び人員配置の見直しを行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b	
						自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		

			るか。				評価	b				
			<p>(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>				<p>(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・ワークライフバランスの改善。 ・専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 ＜評価の視点＞ ・ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 定時退庁の推進、超過勤務の縮減及び計画的な業務の執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知することとしており、特に超過勤務については、管理職への事前登録を徹底するなど縮減に努めている。 なお、令和2年度においては、農業者年金制度及び押印等廃止の改正に向けた対応等の影響もあり、令和元年度(同期)と比較して基金全体で超過勤務が増加した。 今後、新型コロナウイルスの感染症拡大防止にも配慮しつつ、計画的な業務運営に努めていく考えである。 【基金全体の超過勤務時間】</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,250 時間</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,360 時間</td> </tr> <tr> <td>対前年同期比</td> <td>+890 時間 (126%)</td> </tr> </table> <p>② 資金部職員を対象とした年金資産運用等の専門研修等の実施や資格取得支援、若手職員の行政研修への参加等、職員の人材育成にも引き続き取り組みを行った。</p>	令和2年度	4,250 時間
令和2年度	4,250 時間											
令和元年度	3,360 時間											
対前年同期比	+890 時間 (126%)											

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項			B	評価	B
						1つの中項目がB評価であったため。 ※2点(B)×1/1=2点 1.5点以上2.5点未満：B	
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項			B	評価	B
						5つの小項目のうち、1項目がa評価、4項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※3点(a)×1/5+2点(b)×1/5×4項目=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B	
	(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予	(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措	<主要な業務実績> 第4期中期計画期間(平成30～令和4年度)においては、業務の効率化を進め、一般管理費(※)については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費(業務委託費)については毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行うこととしており、この方針通り令和2年度計画の予算を作成し、運営を行った。 ※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。		<評価と根拠> 評価：b 業務の効率化に関する事項を踏まえた令和2年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

		算による運営を行う。	算による運営を行います。	置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。		<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
2	決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。</p>	<p><主要な業務実績> セグメント情報を令和2年度決算において整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。 なお、令和元年度決算においても基金ホームページにおいて令和2年7月に公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : b セグメント情報を令和元年度決算において整理し、令和2年7月に基金ホームページで公表したことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) b : 速やかに開示している d : 速やかに開示していない</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>
3	業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築します。	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。</p>	<p><主要な業務実績> 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の業務)ごとに令和2年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前(令和2年12月末)までに再配分を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : b 収益化単位の業務ごとに令和2年度予算の当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>
4	貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、す	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、す	<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p>	<p><主要な業務実績> すべての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権について、令和2年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、農地等担保物件の評価の見直しを行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : b すべての債権について、債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても評価の見直し</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>

<p>に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p>	<p>すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p>	<p>いて、債権分類の見直し及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。</p>	<p><評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。</p>		<p>を行ったことから b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																																											
<p>5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <table border="1" data-bbox="1285 789 2044 921"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方 (金融機関数)</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年2月1日</td> <td>4機関</td> <td>54,100</td> <td>0.000%</td> <td>6年2月6日</td> </tr> </tbody> </table> <p>・競争入札における応札倍率：4.87倍 ・入札日（3年1月19日）における市中金利 国債：▲0.115%、政府保証債：▲0.010% ・同時期実施の特別会計（※）借入金（5年）：0.000% （※）国有林野事業債務管理特別会計 ・基金のIR活動先 5金融機関</p> <p>(参考) 日本銀行によるマイナス金利導入（平成28年1月29日）後の借入状況</p> <table border="1" data-bbox="1285 1350 2044 1698"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>応札倍率</th> <th>借入利率(平均金利)</th> <th>借入期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年2月3日</td> <td>2.35</td> <td>0.1022%</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>29年11月2日</td> <td>4.93</td> <td>0.087%</td> <td>4年程度</td> </tr> <tr> <td>30年2月2日</td> <td>3.97</td> <td>0.038%</td> <td>3年程度</td> </tr> <tr> <td>30年11月5日</td> <td>5.76</td> <td>0.000%</td> <td>1年程度</td> </tr> <tr> <td>31年2月5日</td> <td>4.71</td> <td>0.000%</td> <td>4年程度</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月31日</td> <td>4.12</td> <td>0.000%</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>3年2月1日</td> <td>4.87</td> <td>0.000%</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>	借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	令和3年2月1日	4機関	54,100	0.000%	6年2月6日	借入年月日	応札倍率	借入利率(平均金利)	借入期間	平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年	29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度	30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度	30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度	31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度	令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年	3年2月1日	4.87	0.000%	3年	<p><評定と根拠> 評定： a 新型コロナウイルスの感染拡大により対面による招へい活動の制約を受ける中、支援業者と連携し、一部の金融機関に対してはビデオ会議形式でIRを行うなど、丁寧な招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、引き続き借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことから、a 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価 a</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に対応しながら、丁寧な招へい活動を行うとともに、市中金融機関が応札しやすいように借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図った。 このことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことは、目標を上回る成果があったことから、「a」評定が妥当と認められる。</p>
借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限																																												
令和3年2月1日	4機関	54,100	0.000%	6年2月6日																																												
借入年月日	応札倍率	借入利率(平均金利)	借入期間																																													
平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年																																													
29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度																																													
30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度																																													
30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度																																													
31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度																																													
令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年																																													
3年2月1日	4.87	0.000%	3年																																													

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価	評価	理由							
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			B	評価	B							
					B	評価	B							
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減率。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 削減率が大きい場合、それは業務見直しや 	<p><主要な業務実績> (再掲)</p> <p>① 令和2年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画に対して、前年度比で3.0%の削減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度予算</th> <th>2年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td> <td>241,432</td> <td>235,827</td> <td>△3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 効率化対象経費は、消費者物価指数の影響を考慮した額で比較。</p> <p>※ 効率化除外経費 令和元年度：固定的経費、各年度増減経費（女性加入対策経費、記録管理システム分</p>		元年度予算	2年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	241,432	235,827	△3.0	<p>b</p> <p><評価と根拠> (再掲)</p> <p>評価：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△3.0%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p>	<p>自己評価の一般管理費及び事業費のそれぞれ「b」評価が妥当であると認められる。</p>
	元年度予算	2年度予算	削減率											
一般管理費のうち 効率化対象経費	241,432	235,827	△3.0											

		<p>効率化によるものであるか。</p>	<p>析経費等) 令和2年度：固定的経費、各年度増減経費（記録管理システム利用環境調査、クラウドLANサーバ更新等）</p>	<p>b：数値の達成度が100%以上 120%未満 c：数値の達成度が80%以上 100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>												
		<p><主な定量的指標> ・事業費削減率。</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</p>	<p><主要な業務実績> (再掲) ② 令和2年度の事業費（業務委託費）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0%の削減となった。</p> <p>(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1258 575 2021 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度予算</th> <th>2年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託費のうち 効率化対象経費</td> <td>1,835,934</td> <td>1,817,572</td> <td>△1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 効率化対象経費は、消費者物価指数の影響を考慮した額で比較。 ※ 効率化除外経費 令和元年度：各年度増減経費（女性加入対策経費、消費税調整額） 令和2年度：各年度増減経費（消費税調整額）</p>		元年度予算	2年度予算	削減率	業務委託費のうち 効率化対象経費	1,835,934	1,817,572	△1.0	<p><評価と根拠> (再掲) 評価：b 事業費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上 120%未満 c：数値の達成度が80%以上 100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>		<table border="1" data-bbox="2499 1056 2870 1094"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>	評価	b
	元年度予算	2年度予算	削減率													
業務委託費のうち 効率化対象経費	1,835,934	1,817,572	△1.0													
評価	b															
		<p><主な定量的指標> －</p> <p><その他の指標> ・予算、収支計画、資金計画。</p> <p><評価の視点> ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。 (予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)</p>	<p><評価と根拠> 評価：b 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>												

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—	—			・運営費交付金の受入遅延による場 合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難と なった場合等の限度額は702億円
	702億円(限度額)		—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	第5 短期借入金の限度額 1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延。 2 702億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入の遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法（平成114年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、702億円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額。 <その他の指標> — <評価の視点> ・借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 令和2年度農業者年金基金における具体的な短期資金の調達スキームを策定し（令和2年2月27日経営管理会議）、三井住友銀行及び農林中央金庫と当座貸越契約を行った（それぞれ令和2年3月31日及び4月1日）。 短期借入金については、実績がなかった。	<評価と根拠> 評価：— (評価区分) B：限度額の範囲である D：限度額の範囲を超えた	評価 —	短期借入金の実績はないため、評価は行わない。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人	74人	71人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			B	評価	B	6つの中項目の全てがB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(B) × 1/6 × 6項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			B	評価	B	2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b) × 1/2 × 2項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・専門研修の実施。 ・業務量に応じた適正な人員配置。 <評価の視点> ・専門的知識を有する人材の育成を図る。	<主要な業務実績> ① 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を4月に実施し、12月には拡充研修を実施した。 年金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資産運用の専門家として資産運用に関する研修を令和3年3月に実施した。 資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専門家として資産運用に関する研修を令和2年11月に実施した。	<評価と根拠> 評価：b 新任者研修や専門研修を実施し人材の育成を図った。 また、ヒアリング等の実施を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。 	<p>なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。</p> <p>② 各部署の業務量等を踏まえ、適切な人事配置に努めた。</p>	<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 74人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 3,330百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を74人とします。</p> <p>(参考)</p> <p>人件費総額見込み 707百万円</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数が74人を上回っていないか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和2年度末の常勤職員数は71人であり、引き続き定員を上回らないよう措置する。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>令和2年度末の常勤職員は71人であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b								
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B	
	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費 (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定に	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費 (4) 旧年金勘定と農地	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・預貯金の経費への充当。 <評価の視点> ・積立金の処分が適切であるか。	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部に充当する予定である。	<評価と根拠> 評価：B 前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、本中期目標期間の最終年度までの間に計画どおり充当する予定であることから、B評価とした。 (評価区分) B：積立金の処分は適切である D：積立金の処分は不適切である	自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。		

	<p>における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用</p> <p>(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p>	<p>売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用</p> <p>(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p>			
--	--	---	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	評価	
1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制シ	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制シ	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役員への周知	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・理事長による内部統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。	<主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」（以下「行動指針」という。）に従って業務に取り組むよう、理事長から新任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事務室内に掲示して周知の徹底を図った。 ② 令和2年4月から11月までに経営管理会議を8回開催した。内部統制については、法令遵守等の取組として、「独立行政法人農業者年金基金公益通報者保護管理規程」を基金ホームページに掲載した。 また、コンプライアンス委員会(令和2年9月、令和3年3月	B B <評価と根拠> 評価：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役員に周知したこと、また、経営管理会議等において、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施等、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング等を行ったことから、b評価とした。	評価 B	4つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b) × 1/4 × 4項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B	
						評価 b		自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

<p>システムの充実・強化に取り組む。</p>	<p>システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p>	<p>・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。</p>	<p>開催)における取組状況の報告やリスク管理委員会(令和2年8月開催(書面)、令和3年3月開催)における業務運営のリスク把握、顕在化防止、外部の有識者等による点検として運営評議会(書面開催)等の取組を行った。 今後も取組状況を把握して、経営管理会議又は役員部課長会等に報告していくこととしている。 令和元年度業務実績の自己評価を実施の上、「令和元年度業務実績等報告書」を令和2年6月26日付けで主務省に提出した。 また、令和2年度計画の進捗については、令和2年10月14日、12月14日に開催した経営管理会議において、9月末現在、11月末現在の状況を報告し、モニタリング等を行った。</p>	<p>(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 <評価の視点> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① コンプライアンス委員会を令和2年9月28日及び令和3年3月24日に開催し、「令和2年度コンプライアンス推進計画」における取組状況について報告した。 また、この取組状況については、令和2年10月21日及び令和3年4月2日に基金ホームページにおいて公表した。 ② コンプライアンス関係の研修については、「令和2年度研修実施計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、令和2年11月に役員・管理職職員と職員に分けてハラスメント関係の研修を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 : b コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修を実施した。 また、コンプライアンス推進の取組状況及び令和3年度コンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表したことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2410 961 2647 1003">評定</td> <td data-bbox="2647 961 2873 1003">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2410 1003 2873 1911">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b									
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。										

<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。</p>	<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を上半期と下半期に開催し、外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・リスク管理委員会の開催。 <評価の視点> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、令和2年度上期のリスク管理委員会については、書面により開催(令和2年8月4日)した。その際、令和2年度リスク管理行動計画に基づくリスク管理の進捗状況及び新型コロナウイルス等のパンデミックリスクに対する各課の業務遂行方針について、外部専門家を含む委員に対して意見を求めた。 令和3年3月に、外部専門家に出席いただき、令和2年度下半期リスク管理委員会を開催し、リスク管理項目一覧等によりリスク管理の対象とした項目について、令和2年度の対応状況の報告及び審議を行うとともに、令和4年から施行される年金制度改正への懸念事項の洗い出し等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b リスク管理委員会を上半期と下半期に開催し、外部専門家の知見も活用しつつ、令和2年度リスク管理行動計画に基づくリスク管理の進捗状況及び新型コロナウイルス等のパンデミックリスクに対する各課の業務遂行方針やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b								
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									
<p>(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画(注)に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注) 内部監査計画及び内部監査実施計画</p>	<p>(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務についてリスクアプローチの手法を取り入れて内部監査を実施します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・内部監査を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 「令和2年度内部監査計画」を令和2年5月12日に策定した。同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を監査することとしており、これに基づき令和3年2月に監査を実施した。 また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き、外部監査人による監査を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b								
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セ	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セ	主な評価指標 — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。	法人の業務実績・自己評価 業務実績 ＜主要な業務実績＞ ① Web会議システムを導入することに伴い、情報システム利用実施手順書改正の方針案について、情報セキュリティ委員会（令和2年8月開催）において審議し、令和2年8月に同手順書を改正した。 また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画の改正について、情報セキュリティ委員会（令和2年9月開催）において審議し、決定した。 さらに、下半期の情報セキュリティ委員会（令和3年3月開催）では、令和2年度のセキュリティ対策の実施状況等について確認を行った。 ② 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を12月に実施し、点検結果を分析の上、グループウェアの掲示板に掲載（令和3年3月10日）するとともに、パソコン起動時の画面に表示（令和3年3月15日から3月24日までの全8回）することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。	自己評価 B ＜評価と根拠＞ 評価：b 情報セキュリティ委員会を開催し、標準的型メール訓練や情報セキュリティインシデント対応訓練の結果を報告し、情報セキュリティ対策に関する具体的な取組状況を確認した。 さらに、情報セキュリティインシデント対応訓練では、農業者年金記録管理システムに起因するインシデントの対する組織対応能力の強化を図る取組を行った。 令和2年度に実施された情報セキュリティ監査による評価結果を踏まえた見直しを行うこととしており、引き続きPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととしたことから、b評価とした。	評価	B
						3つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b) × 1/3 × 3項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B	評価
						自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

<p>総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内にCSIRTを構築する。</p>	<p>セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p> <p>また、基金CSIRTについても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。</p>	<p>③ IPAが定期的に行う情報セキュリティ監査が、令和2年9月に実施（前回：平成29年度）された。今後、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた改善計画を作成し、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回していく。</p> <p>④ 令和2年度内部監査実施計画に基づく情報セキュリティ監査（外部監査）が令和3年1月に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じたセキュリティ関係規程の見直しを行い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回していく。</p> <p>⑤ CSIRTについては、情報セキュリティインシデント対応訓練を令和2年12月に実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理システムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図った。</p> <p>⑥ 農業者年金記録管理システムの保守運用業者との会議（月1回開催）には、CIO補佐官の参画により、情報セキュリティ対策等に係る助言を受け、セキュリティ対策の強化を図っている。</p> <p>このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティ対策の実施手順書、情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けている。</p>	<p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>						
<p>（2）個人情報保護対策の推進</p> <p>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記</p>	<p>（2）個人情報保護対策の推進</p> <p>個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 上半期（令和2年9月）及び下半期（令和3年3月）の個人情報保護管理委員会においては、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報（農業所得額）の照会状況、不適正なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について確認を行った。</p> <p>② 個人情報監査（外部監査）が令和3年1月に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行うこととした。</p> <p>③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和3年3月に実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告した。</p> <p>④ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査（外部監査）結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2412 1045 2650 1098">評定</td> <td data-bbox="2650 1045 2873 1098">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2412 1098 2873 1911">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b								
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									

<p>載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多くの個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。</p>	<p>情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。</p> <p>そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。</p>		<p>連する業務を適切に遂行した。</p>	<p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(3) 研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。</p>	<p>(3) 研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。</p> <p>また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を令和2年4月に実施した。</p> <p>② 情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員を対象とした研修を令和2年10月から11月にかけて実施した。</p> <p>③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、総務省主催のeラーニングによる研修を令和2年10月から令和3年3月の間に全役職員が受講した。</p> <p>④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象として令和2年12月に実施した。</p> <p>⑤ 標的型メール攻撃訓練については、令和2年11月から令和3年1月にかけて実施した。</p> <p>また、その結果については、役職員への報告会にて周知するとともに、情報セキュリティ委員会に報告した。</p> <p>⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練については、CSIRT関係役職員を対象として令和2年12月に実施し、その結果を情報セキュリティ委員会で報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>情報セキュリティ対策等に関する全役職員等の意識を高めて法令・規程等の遵守を図るため先研修等の開催や情報発信・提供に取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2412 919 2650 966">評定</td> <td data-bbox="2650 919 2902 966">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2412 966 2902 1911">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b								
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-5	情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B	
3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づく適切な情報公開。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。	<主要な業務実績> ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準（令和元年度） ・第4期中期目標期間（平成30～令和4年度）に係る事業計画（令和2年度計画） ・資産保有状況（令和元年度）等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。	<評定と根拠> 評定：B 役員の報酬等及び職員の給与水準等について、基金ホームページで情報公開を行ったことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 B 自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等			B	評価	B
						2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価となったため。 ※2点(b) × 1/2 × 2項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B	
(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した専門研修を実施	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した専門研修を実施	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した専門研修を実施	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 理解度テストを実施しているか。	<主要な業務実績> ア 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和2年4月に実施し、令和2年12月には拡充研修を実施した。 資金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する研修を令和3年3月に実施した。 資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する研修を令和2年11月に実施した。 なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 イ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言」の発令等を踏まえ、当初5月に開催予定であった都道府県段階の業務受託機関の新任担当者研修等を、6月の専門研修会と合わせて開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託機	<評価と根拠> 評価：b ア 研修実施計画を策定の上、新任者研修等を行い、研修終了後に理解度テストを実施するとともに、民間研修も活用した。 イ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言」の発令等を踏まえ、時期を調整して業務受託機関の新任研修及び専門研修会等を合わせて開催するとともに、出席できなかった者のためのブロック毎の会議やWeb会議を開催するなど業務受託機関担当者の研修の充実に努めた。 これらのことから、b評価とした。	評価	b
						都道府県段階の業務受託機関の新任担当者研修等の開催は、例年、東京都での集合研修方式としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会をブロック毎の開催及びWeb開催で行うなど工夫されており、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

<p>務に係る分野に特化した専門研修を実施する。</p>	<p>する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。 なお、研修終了後に理解度テストを実施する。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。 イ 業務受託機関担当者 業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。 なお、研修終了後に理解度テストを実施します。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。 イ 業務受託機関担当者 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催します。</p>	<p>研修等の実施計画を策定しているか。 職員の専門資格取得支援を実施しているか。 イ 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。</p>	<p>関を対象としたブロック毎（北海道・東北、北陸、近畿）の会議を7月に開催し、さらに9月にはWeb会議を開催した。</p>	<p>(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。 考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。 ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。 ア 考査指導実施計画に従って、市町村段階の業務受託機関に対して計画</p>	<p><主な定量的指標> - <その他の指標> ・考査指導の効果の浸透。 <評価の視点> ・考査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考査指導を実施したか。 ・考査指導の効果の浸透を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ア 業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関を対象とする考査指導については、「令和2年度考査指導実施計画」(令和2年5月13日策定)に基づき、都道府県段階の業務受託機関と協議の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の実地による方式に替えて、新たに電話を利用した同時通話方式により考査指導を行うこととし、令和2年7月から11月にかけて効率的かつ計画的に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 : b 定例考査指導については、令和2年度考査指導実施計画に従い左記のとおり電話を利用した同時通話方式により考査指導を計画的・効率的に実施したことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2412 1312 2650 1354">評定</td> <td data-bbox="2650 1312 2873 1354">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2412 1354 2873 1913"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応して、現地における考査指導は自粛されたが、複数通話できる電話による考査指導を行うなど、工夫されているため、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。 </td> </tr> </table>	評定	b	新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応して、現地における考査指導は自粛されたが、複数通話できる電話による考査指導を行うなど、工夫されているため、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b									
新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応して、現地における考査指導は自粛されたが、複数通話できる電話による考査指導を行うなど、工夫されているため、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。										

要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。

務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に審査指導を実施する。

イ 審査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図る。

的・効率的に審査指導を実施します。

審査指導においては、業務受託機関における事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて事務処理の質的向上に向けた指導を行います。

イ 前年度の審査指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図ります。

【審査指導実施業務受託機関数】

農業会議	18 機関
J A 中央会	18 機関
農業委員会	116 機関
農業協同組合	54 機関
総 数	206 機関

イ 前年度の審査指導結果等については、令和2年5月に都道府県段階の業務受託機関に配布するとともに、基金ホームページに掲載するとともに、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を通じ、農業委員会及びJAに対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、審査指導結果の浸透を図った。

なお、審査指導時においても、前年度の審査指導結果等の浸透を図った。

c：取組はやや不十分であり、改善を要する

d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

別 紙

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

令和2年度予算

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	68	0	0	68	88	156
運営費交付金	1,976	103	657	2,736	674	3,410
国庫補助金	1,038	0	0	1,038	0	1,038
国庫負担金	118,109	0	0	118,109	0	118,109
借入金	56,743	0	0	56,743	0	56,743
保険料収入	14,674	0	0	14,674	0	14,674
運用収入	0	1,950	0	1,950	0	1,950
貸付金利息	2	0	0	2	0	2
農地売渡代金等収入	19	0	0	19	0	19
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
支出						
業務経費	85,425	0	611	86,036	0	86,036
うち 農業者年金事業給付費	5,796	0	0	5,796	0	5,796
旧年金等給付費	78,026	0	0	78,026	0	78,026
還付金	259	0	0	259	0	259
長期借入関係経費	24	0	0	24	0	24
その他の業務経費	1,321	0	611	1,932	0	1,932
借入償還金	96,800	0	0	96,800	0	96,800
一般管理費	380	28	16	424	352	776
人件費	343	75	29	448	410	857
計	182,948	103	657	183,708	762	184,470

[人件費の見積り]

期間中総額706百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和2年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計		計	法人共通	
収入														
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	25	29	
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	200	30	180	410	410	122	532	
国庫補助金	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038	
運用収入	0	67	67	0	40	40	0	0	0	0	107	0	107	
特例付加年金被保険者経理より受入	0	0	0	318	0	318	0	0	0	0	318	0	318	
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1,038	67	1,105	318	40	359	205	30	180	415	1,878	147	2,025	
支出														
業務経費	318	0	318	190	0	190	83	0	167	250	758	0	758	
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	190	0	190	0	0	0	0	190	0	190	
特例付加年金受給権者経理へ繰入	318	0	318	0	0	0	0	0	0	0	318	0	318	
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	83	0	167	250	250	0	250	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	69	8	5	81	81	81	162	
人件費	0	0	0	0	0	0	53	22	8	83	83	66	149	
計	318	0	318	190	0	190	205	30	180	415	922	147	1,069	

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計		計	法人共通	
収入														
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31	31	11	42	
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	513	73	477	1,064	1,064	263	1,327	
保険料収入	14,674	0	14,674	0	0	0	0	0	0	0	14,674	0	14,674	
運用収入	0	420	420	0	1,423	1,423	0	0	0	0	1,843	0	1,843	
農業者老齢年金被保険者経理より受入	0	0	0	11,579	0	11,579	0	0	0	0	11,579	0	11,579	
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	14,674	420	15,094	11,579	1,423	13,002	545	73	477	1,095	29,191	274	29,465	
支出														
業務経費	12,706	0	12,706	4,736	0	4,736	244	0	444	688	18,130	0	18,130	
うち 農業者年金事業給付費	870	0	870	4,736	0	4,736	0	0	0	0	5,606	0	5,606	
還付金	256	0	256	0	0	0	0	0	0	0	256	0	256	
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	11,579	0	11,579	0	0	0	0	0	0	0	11,579	0	11,579	
特例付加年金勘定へ繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	244	0	444	688	688	0	688	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	169	20	11	200	200	117	318	
人件費	0	0	0	0	0	0	132	54	21	206	206	157	363	
計	12,706	0	12,706	4,736	0	4,736	545	73	477	1,095	18,537	274	18,811	

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	18	18	44	62
運営費交付金	0	1,239	1,239	271	1,510
国庫負担金	118,109	0	118,109	0	118,109
借入金	56,743	0	56,743	0	56,743
諸収入	0	0	0	0	0
計	174,852	1,256	176,108	315	176,424
支出					
業務経費	78,052	970	79,023	0	79,023
うち 旧年金等給付費	78,026	0	78,026	0	78,026
還付金	3	0	3	0	3
長期借入関係経費	24	0	24	0	24
その他の業務経費	0	970	970	0	970
借入償還金	96,800	0	96,800	0	96,800
一般管理費	0	141	141	140	281
人件費	0	145	145	175	320
計	174,852	1,256	176,108	315	176,424

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	15	8	22
運営費交付金	23	18	42
貸付金利息	2	0	2
農地売渡代金等収入	19	0	19
諸収入	0	0	0
計	59	26	85
支出			
業務経費	24	0	24
うちその他の業務経費	24	0	24
一般管理費	2	14	15
人件費	13	12	25
計	38	26	64

令和2年度収支計画

総括

(単位:百万円)

区別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	95,819	5,656	657	102,132	769	102,900
経常費用	95,282	5,656	657	101,595	769	102,363
人件費	343	75	29	448	410	857
業務費	84,891	47	611	85,549	0	85,549
一般管理費	380	28	16	424	352	776
減価償却費	135	0	0	135	7	142
給付準備金繰入	9,533	5,506	0	15,039	0	15,039
財務費用	537	0	0	537	0	537
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	95,799	5,656	657	102,112	769	102,881
運営費交付金収益	2,044	103	657	2,804	762	3,566
国庫補助金収入	1,038	0	0	1,038	0	1,038
国庫負担金収入	21,309	0	0	21,309	0	21,309
財源措置予定額収益	56,743	0	0	56,743	0	56,743
保険料収入	14,549	0	0	14,549	0	14,549
運用収入	0	5,553	0	5,553	0	5,553
貸付金利息収入	2	0	0	2	0	2
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	114	0	0	114	7	121
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△20	0	0	△20	0	△20
目的積立金取崩額	21	0	0	21	0	21
総利益	2	0	0	2	0	2

令和2年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通		
費用の部	720	559	1,279	318	40	358	228	30	180	438	2,075	148	2,223	
経常費用	720	559	1,279	318	40	358	228	30	180	438	2,075	148	2,223	
人件費	0	0	0	0	0	0	53	22	8	83	83	66	149	
業務費	0	6	6	190	0	190	83	0	167	250	446	0	446	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	69	8	5	81	81	81	162	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	23	1	25	
給付準備金繰入	720	552	1,272	129	40	169	0	0	0	0	1,441	0	1,441	
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益の部	1,038	559	1,597	0	40	40	228	30	180	438	2,075	148	2,223	
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	205	30	180	415	415	147	561	
国庫補助金収入	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038	
運用収入	0	559	559	0	40	40	0	0	0	0	599	0	599	
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	23	1	25	
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純利益	318	0	318	△318	0	△318	0	0	0	0	0	0	0	
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総利益	318	0	318	△318	0	△318	0	0	0	0	0	0	0	

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通		
費用の部	2,970	3,527	6,497	11,579	1,427	13,006	588	73	477	1,138	20,641	277	20,918	
経常費用	2,970	3,527	6,497	11,579	1,427	13,006	588	73	477	1,138	20,641	277	20,918	
人件費	0	0	0	0	0	0	132	54	21	206	206	157	363	
業務費	1,129	40	1,169	4,736	0	4,736	244	0	444	688	6,594	0	6,594	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	169	20	11	200	200	117	318	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	3	46	
給付準備金繰入	1,841	3,487	5,328	6,843	1,427	8,270	0	0	0	0	13,598	0	13,598	
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益の部	14,549	3,527	18,076	0	1,427	1,427	588	73	477	1,138	20,641	277	20,918	
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	545	73	477	1,095	1,095	274	1,369	
保険料収入	14,549	0	14,549	0	0	0	0	0	0	0	14,549	0	14,549	
運用収入	0	3,527	3,527	0	1,427	1,427	0	0	0	0	4,954	0	4,954	
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	3	46	
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純利益	11,579	0	11,579	△11,579	0	△11,579	0	0	0	0	0	0	0	
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総利益	11,579	0	11,579	△11,579	0	△11,579	0	0	0	0	0	0	0	

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
費用の部	78,052	1,321	79,373	318	79,691
經常費用	77,515	1,321	78,836	318	79,154
人件費	0	145	145	175	320
業務費	77,515	970	78,485	0	78,485
一般管理費	0	141	141	140	281
減価償却費	0	65	65	3	67
財務費用	537	0	537	0	537
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	78,052	1,300	79,352	318	79,670
運営費交付金収益	0	1,256	1,256	315	1,571
国庫負担金収入	21,309	0	21,309	0	21,309
財源措置予定額収益	56,743	0	56,743	0	56,743
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	44	44	3	46
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△21	△21	0	△21
目的積立金取崩額	0	21	21	0	21
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	42	26	68
經常費用	42	26	68
人件費	13	12	25
業務費	24	0	24
一般管理費	2	14	15
減価償却費	4	0	4
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	44	26	70
運営費交付金収益	38	26	64
貸付金利息収入	2	0	2
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	4	0	4
臨時利益	0	0	0
純利益	2	0	2
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	2	0	2

令和2年度資金計画

総括

(単位:百万円)

区別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
業務活動による支出	86,148	103	657	86,908	762	87,670
投資活動による支出	9,660	1,950	0	11,610	0	11,610
財務活動による支出	96,800	0	0	96,800	0	96,800
翌年度への繰越金	21	0	0	21	0	21
資金収入	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
業務活動による収入	135,818	2,053	657	138,528	674	139,202
運営費交付金による収入	1,976	103	657	2,736	674	3,410
補助金等による収入	119,148	0	0	119,148	0	119,148
保険料収入	14,674	0	0	14,674	0	14,674
運用による収入	0	1,950	0	1,950	0	1,950
農地売渡代金等収入	19	0	0	19	0	19
貸付金利息収入	2	0	0	2	0	2
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	56,743	0	0	56,743	0	56,743
借入金による収入	56,743	0	0	56,743	0	56,743
前年度よりの繰越金	68	0	0	68	88	156

令和2年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	合計
資金支出	720	67	787	318	40	359	205	30	180	415	1,560	147	1,706
業務活動による支出	0	0	0	190	0	190	205	30	180	415	604	147	751
投資活動による支出	720	67	787	129	40	169	0	0	0	0	956	0	956
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,038	67	1,105	0	40	40	205	30	180	415	1,560	147	1,706
業務活動による収入	1,038	67	1,105	0	40	40	200	30	180	410	1,555	122	1,677
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	200	30	180	410	410	122	532
補助金等による収入	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038
運用による収入	0	67	67	0	40	40	0	0	0	0	107	0	107
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	25	29

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	合計
資金支出	3,094	420	3,515	11,579	1,423	13,002	545	73	477	1,095	17,612	274	17,886
業務活動による支出	1,126	0	1,126	4,736	0	4,736	545	73	477	1,095	6,957	274	7,231
投資活動による支出	1,968	420	2,388	6,843	1,423	8,266	0	0	0	0	10,654	0	10,654
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,674	420	15,094	0	1,423	1,423	545	73	477	1,095	17,612	274	17,886
業務活動による収入	14,674	420	15,094	0	1,423	1,423	513	73	477	1,064	17,580	263	17,843
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	513	73	477	1,064	1,064	263	1,327
保険料収入	14,674	0	14,674	0	0	0	0	0	0	0	14,674	0	14,674
運用による収入	0	420	420	0	1,423	1,423	0	0	0	0	1,843	0	1,843
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31	31	11	42

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
資金支出	174,852	1,256	176,108	315	176,424
業務活動による支出	78,052	1,256	79,308	315	79,624
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	96,800	0	96,800	0	96,800
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	174,852	1,256	176,108	315	176,424
業務活動による収入	118,109	1,239	119,348	271	119,619
運営費交付金による収入	0	1,239	1,239	271	1,510
補助金等による収入	118,109	0	118,109	0	118,109
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	56,743	0	56,743	0	56,743
借入金による収入	56,743	0	56,743	0	56,743
前年度よりの繰越金	0	18	18	44	62

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	59	26	85
業務活動による支出	38	26	64
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	21	0	21
資金収入	59	26	85
業務活動による収入	44	18	63
運営費交付金による収入	23	18	42
農地売渡代金等収入	19	0	19
貸付金利息収入	2	0	2
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	15	8	22